

和泉市ウォーキングアプリ構築仕様書

目次

本書の用語について	1
第1 本サービスの概要	2
1 本サービスの目的	
2 本サービスの概要	
3 本サービスの基本的な考え方	
4 委託業務内容	
第2 本サービスの要件	8
1 本システム機能要件	
2 運営事務局業務要件	
第3 システム運用基盤要件	10
第4 テスト実施要件	13
第5 研修	13
第6 操作動画	13
第7 事業者要件	13
第8 その他	14

本書の用語について

本書において使用する用語を次のとおり定義する。

○本システム、本アプリ

本仕様書に基づき調達を行う「ウォーキング事業システム」および「ウォーキングアプリ」をいう。

○ウォーキングポイント

ウォーキング事業に参加することによって獲得したポイント。本システム、本アプリ上で表示されるポイント。後に別のシステムにポイントを移行することにより、各店舗で利用できる電子ポイントに変換することを想定している。

○管理者

本システムの運用管理を行う者（和泉市生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当）

○参加者

本システム・アプリを利用してウォーキング事業に参加する者をいう。

○受託者

本調達の受託者をいう。

○インセンティブ

参加者に提供されるウォーキングポイントのことをいう。

第1 本サービスの概要

1. 本サービスの目的

本市では、市民の健康増進、スポーツへの動機づけを行うことで健康寿命の延伸をめざすとともに、郷土を知り感じ愛着をもっていただくため、多世代の市民が楽しみながら取り組める新たなウォーキング事業を展開する。市内にウォーキングコース（以下、「コース」という。）を15コース（通過確認ポイント123か所）を設定し、そのコース、通過ポイント及びアプリをダウンロードした市民の完歩状況等を管理するため、アプリの構築を行うものである。

2. 本サービスの概要

（1）実施主体

和泉市

（2）参加対象者

本市在住の小学生以上の方。ただし、これらに含まれない方についても、本アプリをダウンロード、使用は可能とするが、ウォーキングポイントの付与はしないものとする。これらの区分けについては、アプリ内における参加者登録時等に登録者が申告を行い、申告に虚偽があった場合にはウォーキングポイントを抹消する仕組み等を整えること。

（3）コース及び通過ポイントについて

①市内に市が設定する15のコースをアプリ内で表示させること。

（別紙コース図案参照：9月末にコース決定予定）

②コース上に設定する通過ポイント123か所を表示させること。

③市がコース及び通過ポイントの、入れ替え、修正、追加を依頼した場合、あらかじめ市と調整した日時をもって更新すること。

④コース歩行状況をGPSで把握し、参加者がアプリで目視確認ができること。

⑤コースを自転車や自動車等で通過した場合はそれらが歩行でないと判断できる機能が備わっていること。

⑥各コースについて、スタート地点ゴール地点を設けるが、それらの地点以外からの歩行開始についてもアプリ内で管理でき、コース内をすべて歩行した場合は、そのコースを完歩したと判定すること。（※アプリ稼働の中断はその日に限り何度でも中断・再開は可能とすること。）

⑦コースの一部を歩行した場合もその状態が保持され、同年度内の別日に残りの通過ポイントをすべて通った場合でも、そのコースを完歩したと判定すること。

⑧通過ポイント付近（半径10m程度）に近づくと、自動的に通過ポイントを通ったと認識され、アプリ内で表示させること（※通過ポイント地点をクリックするとその施設等の情報を表示させる機能および音声で施設情報をアナウンスする機能を持たせること。）

⑨同コースを複数回完歩した場合もアプリ内で管理されること。

- ⑩ウォーキングポイントは年度内で付与可能なポイント上限数を設定する。あらかじめ市と調整した期間内で各参加者の上限到達状況の管理を行うこと。
- ⑪コースを完歩した状況（いつどのコースを完歩したのか）を記録し閲覧できるものとする。
- ⑫市の求めに応じて、期間を区切ったイベントの開催が可能な機能があること。
また、その際にイベントを案内する通知を発信できる機能を有すること。
- ⑬参加者が都度アプリを開かなくても、歩数のカウントが行えること。
- ⑭歩数のカウントができること。（日毎および月毎の歩数を振り返ることが機能を有すること。）
- ⑮コースの完歩状況および歩数によってアプリ内の本市のキャラクター等が成長するなど、継続してアプリを活用させる機能が備わっていること。
- ⑯コースについて画像及び音声でのナビ案内ができる機能を有すること。

（４）ウォーキング特典

- ①１コースを完歩するとコース毎に設定されたウォーキングポイントを付与すること。
※同じコースを複数回歩いた場合、複数回、ウォーキングポイントを加算できる機能を有すること。
- ②１５コース完歩すると全コース完歩ボーナスとして設定されたウォーキングポイントを追加で付与すること。
- ③参加者一人あたり年間でウォーキングポイントの上限を設定し、アプリの再ダウンロードや複数のスマホによる登録において、同一人物とみなされた場合は上限を超えてのウォーキングポイント付与がされない仕組みとすること。
- ④付与されたウォーキングポイントは、CSV等のファイル形式で出力し、和泉市公式 LINE を活用したクラウドサービス（株式会社福島情報処理センター「GovNext」）に提供し、GovNext 上にウォーキングポイントを蓄積、表示する仕組みを上記事業者と連携し、構築すること。
- ⑤アプリの利用状況（ダウンロード数、稼働数、コース完歩など）日管理を行い、利用者也閲覧できるものとする。

（５）ウォーキングアプリと GovNext の連携について

- ①GovNext からウォーキングアプリを起動し、LINE ユーザーID を連携。
 - ・ 利用者は GovNext からウォーキングアプリを起動する。
 - ・ 起動時に、利用者の LINE ユーザーID をウォーキングアプリへ連携する。
- ②ウォーキングアプリにおける完歩情報の管理
 - ・ ウォーキングアプリでは、連携された LINE ユーザーID とルートの完歩情報を紐付けて管理する。
- ③完歩実績データの提供
 - ・ ウォーキングアプリは、LINE ユーザーID および完歩した情報を CSV 等のファイル形式で出力し、GovNext へ提供する。
 - ・ データは月毎で、翌月５日まで提供を行う。
- ④GovNext でのポイント表示

- ・ GovNext は提供された CSV ファイルを取り込み、完歩実績を確認する。
- ・ GovNext ヘウォーキングポイントに移行する（CSV で連携）

（６）事業のイメージ

①コース設定から歩行までの流れ

1. 「コース設定」（市が設定、15 のルート情報提供）
2. 「アプリにコース反映」（コース図と通過ポイント情報を表示、GPS に基づくデータ生成）
3. 「参加者の歩行アクション」（アプリ利用者がウォーキング開始）
4. 「通過ポイント管理」（参加者が通過ポイントを歩くと、自動認識されアプリ画面で進行確認）
5. 「完歩判定」（参加者がすべて通過した場合、アプリが完歩情報を保存）

② データ記録・表示フロー

1. 「歩行状況・歩数記録」（GPS などを用いてリアルタイムで歩行状況を確認し表示）
2. 「完歩実績の記録」（いつどのコースを歩行したかを保存、年度内の別日の追加歩行も共有）
3. 「アプリ内データ可視化」（歩数カウント・参加者進捗のアクティブな確認と表示）

（７）契約期間

①ウォーキングシステム・アプリ構築業務

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

②ウォーキングシステム・アプリ運用・保守業務

システム本稼働日から令和12年3月31日まで

（利用期間は、令和9年2月1日から、令和12年3月31日を予定しており、地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約）

3 本サービスの基本的な考え方

（１）参加者本位のサービス

原則として、24時間365日利用可能であること。

ヘルプ機能やナビゲーション機能を充実させ、高い操作性を備えること。

高齢者も参加しやすい分かりやすいシステムであること。

（２）既存民間健康アプリの利用

現在 GooglePlay 及び AppleStore 両方にリリースされている、提供実績のある開発済みの事業者アプリのリソースを利用したものであること。

（３）万全なセキュリティ

不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置が執られたシステムであること。また、個人名を含む個人情報データについては、万全なセキュリティ対策を施すこと。

4 委託業務内容

本システムは I C T を利用して参加者のコース完歩状況等を貯蓄、ウォーキングポイントの付与およびそれらの情報を CSV で「GovNext」に移行するための CSV 等の吐出しを委託するものである。なお、各業務の要件については、「第2 本サービスの要件」のとおりである。

(1) 本システムの構築

3 (2) に示す事業者アプリを、「第2 本サービスの要件」に掲げる機能を満たすようにカスタマイズする。

(2) サービスの提供

本仕様書に基づくサービスを提供すること。

(3) 保守・運用サポート

① 操作説明書の更新

参加者及び管理者に対する操作説明書を随時更新し、変更内容を管理者に説明すること。

② 問い合わせ

市からの操作や運用に関する問い合わせやアプリの障害に関する問い合わせに対応すること。対応時間は平日 9 時～17 時までとし、対応時間外のメールの問い合わせには翌日の 12 時までに回答すること。

③ アップデート等

スマートフォン OS のアップデート等に対応するもとし、実施にあたっては事前に管理者へ知らせること。

(4) 管理者向け研修等

管理者向け：試行稼働前および本稼働前に各 1 回以上実施すること。

参加者向け：アプリ等の操作が容易に理解できるマニュアル等を作成すること。

(5) 納入成果品一覧の提出

本業務における納入成果品を下表のとおりとする。

① 納入成果品一覧及び納入期限

各成果品については納入期限までに提出し承認を得ること。承認後納入期限まで必要な追加・修正を行うこと。

No	成果品名称	内容	納入期限（予定）
1	プロジェクト計画書	本サービスを提供するために必要となる準備作業の計画、実施体制をまとめたもの（情報セ	契約締結後 10 日以内

		セキュリティ対策や個人情報の取扱いの内容も含む)	
2	サービス仕様書	本サービスの具体的な提供内容、方法等を取りまとめたもの	契約締結後10日以内
3	操作説明書 (管理者向け、参加者向け)	管理者用の操作説明や、その他本サービス利用のために必要な操作説明をまとめたもの	令和8年11月1日
4	事業案内チラシ (参加者向け)	参加促進を促し、参加方法等が容易にわかるチラシの作成	令和8年11月1日
5	進行管理表	本サービスの進行管理をまとめたもの	適時
6	課題管理表	本サービスの課題と対策結果等をまとめたもの	適時
7	サポート運用マニュアル等(他関係資料)	サポートの体制、各種業務の手順等を記載	令和8年11月1日
8	議事録	会議、打ち合わせ内容をまとめたもの	会議後一週間以内
9	操作動画	第7の操作動画(データ)	令和8年11月1日

※ 業務の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、契約完了の時をもって受託者から市に移転し及び帰属するものとする。ただし、成果品にこの契約の前から受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム(無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。)の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

② 納入形態と部数

成果品の納入形態と部数は原則として下表のとおりとする。性質上、納入形態が下表にそぐわない成果品については、別途協議のもと決定する。

種別	部数	備考
紙媒体	1	原則としてA4版の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等にはタイトルを記載すること
電子データ	1	CD-ROM等の電子媒体で提出すること。電子媒体の表面には収録内容のタイトルを記載すること。 Microsoft Office 2010以降で編集可能なこと。図面等、Officeに扱えないものは、本市との協議の上、ファイル種別を決定すること。

③ 納品場所

和泉市生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当

④ 納品物の更新

納品物については、少なくともカスタマイズ部分につき常に最新の状態を維持することとし、システム運用保守期間中においても変更が発生する場合は、

改訂版を作成し、提出すること。

(6) スケジュール

本サービスの導入から運用開始に至るまでの基本スケジュールを以下に示す。
受託者は、下表に基づき令和8年度に発生する本件業務の詳細なスケジュールを作成の上、サービス仕様書に記載すること。

なお、原則、令和9年2月からすべての機能を提供するものとするが、やむを得ない理由で一部の機能が提供できない見込みの場合はそのスケジュールおよび代替え機能についても詳しく提案すること。

時 期	内 容
令和8年9月頃 (契約締結後)	プロジェクト計画書、サービス仕様書、システム仕様書の提出 本サービス構築業務開始
令和8年9月	本サービス構築業務の実施 稼働テスト実施、市担当職員向け研修の実施
令和8年11月～ 令和9年1月	本サービス試行稼働開始 本システムの保守・運用(市等からの問い合わせに対応など)
令和9年2月～	本サービス本稼働開始 本システムの保守・運用(アプリダウンロード・ウォーキングポイント付与開始、市等からの問い合わせに対応など)

(7) 本契約終了時の対応

本契約終了時のデータ取り扱いについては、委託者の指示に従うこと。

① データ移行

委託者が指定するフォーマットに基づき、容易に登録者全データを取り出せるようにしておくこと。

② 本契約終了後のデータの取り扱い

本契約終了後の個人データは原則消去するものとする。ただし、システムの仕組み上、不可能な場合や、消去することによって参加者に不利益がある場合についてはその限りではない。その場合は取り扱い注意情報として十分な管理を行うこと。

(8) 契約額の上限

以下の金額の範囲内とする。記載の金額は税別とする。

	内容	令和8年度 (千円)	令和9年4月～ 令和12年3月 (千円)	備考
イニシャル コスト	アプリ構築費、 研修経費等	7,780	—	—

ランニング コスト ※令和8年 度は令和9 年2月～3 月分	保守委託料	180	9,144	システム運用費 歩数情報定期集 計等
合計		7,960	9,144	

※令和8年度の契約額は合計金額の7,960千円以内とし、各項目ごとにそれぞれの上
限額を上回らないこと。また、令和9年度以降の契約にかかる業務委託料について
は、毎年度における予算の定めるところにより、かつ議会の議決を経て契約金額を
決定するものとする。

第2 本サービスの要件

本システム機能要件及び運営業務要件は下表のとおりとする。

1 本システム機能要件

機能	要件
共通事項	①WEB インターフェース又はアプリの機能等により、参加者、管 理者、及び市民がサービスを利用可能であること。 ②参加者総数 10000 人のデータ利用、保存等に対応できること。 ③本市の参加者のデータ閲覧・管理ができること。参加者はダウ ンロード数および稼働者数に分けて管理ができること。 ④稼働者数の考え方・把握方法・集計方法について記述すること。 ⑤本件アプリのメインタイトルやサブタイトル案を、参加しやす く親しみのある候補を複数示すこと。 ⑥アプリは GooglePlay 及び AppleStore に登録し、Android 及び ios での利用が可能であること。なお、利用可能な Android 及 び ios のバージョンについてはマニュアル等に明記すること。
参加申請受付	参加者が本システムを初めて利用する際に、同意する利用規約等 について、その内容を確実に確認し、同意するような仕組み、及 び同意した方の個人情報アプリに簡易に登録できるような仕 組みを構築すること。
参加者管理	①参加者情報管理ができること（住所、氏名、連絡先等本人情報、 新規登録、変更、退会、ID 付与）。 ②各コースの完歩状況および保存された歩数を個人ごとに日別 および月別に累計すること。
歩数管理機能	①保存された歩数を個人ごとに識別すること。 ②個人別の歩数履歴情報は、歩数がカウントされた年度の翌年度 から5年間保持すること。

ウォーキングポイント管理機能	①条件に応じたウォーキングポイント（又はそれに準ずるもの）を付与し、個人別、日別の総ウォーキングポイントを累計すること。 ②ウォーキングポイント修正（加算・減算）一括（個別、日時別、一括）機能を備えること。
管理者機能	市が、参加者情報（※）を管理者画面で確認でき CSV 等出力できる機能があること。 （※）住所、氏名、連絡先等本人情報、参加者のコース完歩状況、参加者のウォーキングポイントデータなど
参加者向け機能	参加者のモチベーション維持や途中脱落を防ぐことを目的とした機能を複数備えること。 例）※あくまでも例であり、必須ではない。 ①マイページ機能（ニックネーム管理、コース完歩状況、総歩数、ウォーキングポイント情報、時系列歩数グラフ、ランキング情報、会員情報登録変更） ②メールマガジン配信 ③地図機能、ウォーキングコースの紹介 ④プッシュ機能通知

2 運営業務要件

項目	業務
参加者向け	会員情報管理（変更、退会、ウォーキングポイント情報など）を行うこと。
参加者向け	利用マニュアルの作成
インセンティブの提供	契約締結後、歩数によるポイント付与等を追加する可能性があるため、それらが追加された場合にもカスタマイズ費用が発生しない仕組みを構築しておくこと。
その他	参加者のモチベーション維持や途中脱落を防ぐことを目的とした仕掛けや参加者の利便性向上施策は複数備えること。 例）※あくまでも例であり、必須ではない。 ・各種情報更新・修正・削除 ・イベント告知作成 ・参加者ランキング公表 ・参加者インタビュー実施・作成 ・健康情報コンテンツ作成 ・メールマガジン ・参加者募集の広報 ・幽霊会員処理 ・統計・分析資料作成

第3 システム運用基盤要件

システム運用基盤について下記のとおり要件を定める。

（1）ネットワーク

機能	要件
機器間の伝送路の確保	ピーク時のアクセス量に対応できる適切な機器を設置すること。機器選定に当たっては、将来の参加者の増加等に対応できるようにするため、拡張性に優れたものとする。
インターネット接続	管理者、参加者、本システムとの間の接続は、インターネットを利用すること。 接続に当たっては、インターネット側からの不正侵入を防止するとともに、参加者端末と本システムとの間で送受信されるデータを暗号化することによって機密保持を図ること。

（2）セキュリティ

情報セキュリティに関し、以下の各機能が備わっていること。なお、クラウドサービスを利用する場合は公表されている範囲内とすること。

機能	対応例
通信経路の暗号化	参加者及び管理者のWEBブラウザと、本システムのWEBサーバ間で行われる通信に、SSL/TLSを使用する。
侵入阻止	ネットワークへの接続点にファイアウォールを設置し、内部ネットワークへの接続経路をひとつにして、その接続点でデータの通過可否判断や利用ポート番号、IPアドレスの制限を行う
参加者認証	管理者に対し、参加者IDとパスワード等による参加者認証を行う。
サーバ環境の整備	セキュリティホールを生まれないようなサーバの環境設定を行う。(不要なサービスは起動しないように設定する、最新のセキュリティパッチを適用する、使用しないポートは閉じておく等)
ウィルス対策	サーバのウィルス対策や必要に応じたウィルスチェックができる。
改ざん対策	サーバ上のファイル等の改ざんへの対策が講じられている。
ソフトウェアバージョンアップ	バージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチの適用や配布について、システムの運用に支障がないよう実施する。また、その他アプリの利用に関し不具合が発見された場合は事業者の負担で対応する。
管理者機能へのアクセス制限	IPアドレス等により、管理者機能にアクセス可能なクライアント端末を制限する。
ログ記録	管理者のアクセスログを保存する。

(3) 運用管理

サービスは、計画停止を除き、原則として24時間365日稼働すること。

その他、運用管理について以下の各機能について提案すること。なお、クラウドサービスを利用する場合は公表されている範囲内で提案すること。

機能	項目例	対応例 ※あくまでも例であり、必須ではない。
運用保守 業務要件	① 運用管理	障害状況と対応等、障害に関する履歴の管理を行う。
	② 障害切り分け	問題の切り分けと適切なエスカレーションを行う。緊急停止やログの取得等の初期対応を行うこと。
	③ 運用状況報告	毎月1回、和泉市に対し、運用と保守の状況を報告する。
	④ 運用要員	運用要員は9:00から17:00(土、日、休日及び12月29日～1月3日を除く。)の時間帯に配置し、配置時間外でも障害受付が可能な体制を整える。
	⑤ 計画停止報告	計画停止は30日以上前に管理者に報告する。

監視保守要件	①	監視対象	ネットワーク、サーバ、基本ソフト（OS）及びプロセスの監視を行う。
	②	監視レベル	障害、限界値（危険）及び正常について監視する。
	③	システムリソース監視	メモリ使用率、ディスク使用率及びCPU使用率について監視する。
	④	実行アプリケーション監視	動作停止について、10分間隔で監視すること。エラーメッセージ中の文字列について、一定時間ごとに監視する。
	⑤	データベース	データベースの障害について監視する。
	⑥	アラーム通報	データセンター内の監視モニターにアラーム表示を行う。 管理保守要員にメール発信し、迅速な対応を行う。
	⑦	監視体制	一元的に効率的な集中管理を行う。サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視、ウィルス検知及び改ざん検知を行う。 障害の早期特定を行う。
	⑧	連絡体制	障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行う。 （休日の緊急時も含む。）
	⑨	監視場所	監視場所はセキュリティが確保されている。
	⑩	監視状況報告	毎月1回、和泉市に対し、運用と保守の状況を報告する。

（４）バックアップ

バックアップ対象	バックアップ種別	バックアップを取るタイミング
業務データ	フルバックアップ	バックアップのための計画停止に許容される最小の周期で定期的に行う。
	差分バックアップ	1回／日

（５）ファシリティ

項目	要件
法令等	I SMS 適合性評価制度（財団法人日本情報処理開発協会）における認証又はプライバシーマーク（財団法人日本情報処理開発協会）を取得していること。

第4 テスト実施要件

受託者は本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画、結果について市へ報告すること。

なお、テストの具体的な内容について提案すること。

作業内容	要件
テスト計画	受託者は本システムのテストを行う前に、テスト方針、手順、環境、開始・終了条件等について市に説明すること。
テスト環境	本システムのテストに必要なハードウェア及び作業場所については、受託者の負担と責任において準備すること。
本番運用リハーサル	リハーサルの実施方法については別途協議する。(原則、受託者側の人員をもって実施する。)

第5 研修

本システムを稼働し、適切かつ円滑な運用を行うため、管理者への研修を下記のとおり行うこと。研修に当たっては、あらかじめマニュアルを準備するとともに、可能な限り研修用教材等を提供し、研修参加者が各所属の職員に対して研修が行えるよう教育すること。

1 管理者向け研修

項目	内容
対象者	本サービスを利用する管理者
研修時期	令和8年11月から令和9年1月
研修実施回数	2回（ただし、和泉市が必要と認める時は追加実施を行う） 試行稼働前および本稼働前に各1回以上実施する
研修時間	各2時間程度とする。
実施方法	集合もしくはネット対面による研修
研修内容	本システムの各機能について説明を行うこと。 ・アプリや管理者画面の操作方法など
研修場所	和泉市が指定する場所（ZOOMによる参加者も想定すること。）
研修体制及び環境	研修に必要なマニュアル、資料等をあらかじめ用意すること。

第6 操作動画

市ホームページ等への掲載が可能となる参加者向け操作手順動画を作成、提供すること。

第7 事業者要件

1 事業者取得資格要件

本システムを提供する事業者は、以下に示す各資格のうち少なくとも一方を有し、適切な実施体制が整備されていること。

区分	要件
I SMS適合性評価制度	情報セキュリティマネジメントシステムについて、I

	SMS適合性評価制度（財団法人日本情報処理開発協会）における認証を取得していること。
プライバシーマーク制度	個人情報の適切な取扱いを行っている事業者が付与される「プライバシーマーク」（財団法人日本情報処理開発協会）を取得していること。

第8 その他

本仕様書に定めのない項目については、別途委託者と受託者で協議し決定するものとする。